

国土交通省告示第二百六十二号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）及び安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第六十八号）の施行に伴い、並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年運輸省令第三号）附則第二項及び自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第六百号）第三条第二項の規定に基づき、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部改正

第一条 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（評価及び公表の対象とする自動車の種類）

第二条 本実施要領の対象とする自動車は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第一号に規定する乗用自動車及び同条第八号に規定する貨物自動車
- 二・三 （略）

（平成二十二年燃費基準等に対する適合性の評価）

第三条 国土交通大臣は、前条の自動車の十・十五モード燃費値（前条第一号に掲げる自動車については乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号。以下「乗用車判断基準告示」という。）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「貨物車判断基準告示」という。）に規定する十・十五モード燃費値をい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表一の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）について、別表一の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる基準に対する適合性を判定することにより評価を行うものとする。

- 一 燃費基準十九%向上達成レベル 平成二十二年燃費エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示一〇一(1)及び(2)並びに貨物車判断基準告示一〇一(1)の各表の右欄に掲げる数値をいう。以下同じ。）に百分の百十九を乗じて算出した数値（小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。）以上であって、平成二十二年燃費エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて算出した数値（小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。）未満

改正前

（評価及び公表の対象とする自動車の種類）

第二条 本実施要領の対象とする自動車は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第一号に規定する乗用自動車及び同条第八号に規定する貨物自動車
- 二・三 （略）

（平成二十二年燃費基準等に対する適合性の評価）

第三条 国土交通大臣は、前条の自動車の十・十五モード燃費値（前条第一号に掲げる自動車については乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号。以下「乗用車判断基準告示」という。）及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「貨物車判断基準告示」という。）に規定する十・十五モード燃費値をい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表一の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。）について、別表一の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる基準に対する適合性を判定することにより評価を行うものとする。

- 一 燃費基準達成レベル 平成二十二年燃費エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示一〇一(1)及び(2)並びに貨物車判断基準告示一〇一(1)の各表の右欄に掲げる数値をいう。以下同じ。）以上であって、平成二十二年燃費エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて算出した数値（小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。）未満

十二 燃費基準六十二%向上達成レベル 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二を乗じて算出した数値以上であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満

十三 燃費基準六十三%向上達成レベル 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて算出した数値以上であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百七十三を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満

十四 燃費基準七十三%向上達成レベル 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百七十三を乗じて算出した数値以上であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十四を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満

十五 燃費基準八十四%向上達成レベル 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十四を乗じて算出した数値以上であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九十四を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満

十六 燃費基準九十四%向上達成レベル 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九十四を乗じて算出した数値以上であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の二百五を乗じて算出した数値(小数点以下二位を四捨五入して得た数値とする。次号において同じ。)未満

十七 燃費基準百五%向上達成レベル 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の二百五を乗じて算出した数値以上
(平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するJC〇八モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。)、WLTCモード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するWLTCモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。)(JC〇八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下この条から第四条の三までにおいて同じ。及び重量車モード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。))について、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示1-1(3)から(6)まで及び貨物車判断基準告示1-1(2)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するJC〇八モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。)、WLTCモード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するWLTCモード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいい、特定改造自動車については改造自動車燃費算定告示第二条及び別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。)(JC〇八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下この条及び次条において同じ。及び重量車モード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定する重量車モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。))について、別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分に応じ、平成二十七年基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示1-1(3)から(6)まで及び貨物車判断基準告示1-1(2)から(4)までの

から(4)までの各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車(貨物車判断基準告示1-1(2)の各表における燃料の種類が軽油のみのもを除く。)については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。)に対する達成レベル(JC〇八モード燃費値、WLTCモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル」という。)を算定することにより評価を行うものとする。

(令和四年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条の三 国土交通大臣は、第二条の自動車のJC〇八モード燃費値及びWLTCモード燃費値について、貨物車判断基準告示1-1(5)の表の左欄に掲げる区分に応じ、令和四年度基準エネルギー消費効率(貨物車判断基準告示1-1(5)の表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第六号に掲げる自動車(貨物車判断基準告示1-1(5)の表における燃料の種類が軽油のみのもを除く。)については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。)に対する達成レベル(JC〇八モード燃費値又はWLTCモード燃費値を令和四年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。)を算定することにより評価を行うものとする。

(令和七年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条の四 国土交通大臣は、第二条の自動車のJH二十五モード燃費値(第二条第一号に掲げる自動車については乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するJH二十五モード燃費値をいい、特定輸入自動車については輸入自動車燃費算定告示第三条の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。以下同じ。)について、乗用車判断基準告示1-1(8)及び(9)並びに貨物車判断基準告示1-1(6)及び(7)の各表の左欄に掲げる車両重量の区分に応じ、令和七年度基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示1-1(8)及び(9)並びに貨物車判断基準告示1-1(6)及び(7)の各表の右欄に掲げる数値をいう。以下同じ。)に対する達成レベル(JH二十五モード燃費値を令和七年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。)を算定することにより評価を行うものとする。

(令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条の五 国土交通大臣は、第二条の自動車のWLTCモード燃費値について、令和十二年度基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示1-1(10)の式により算定した数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車(軽油を燃料とするものに限る。)については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七四を乗じた値をいう。以下同じ。)に対する達成レベル(WLTCモード燃費値を令和十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。)を算定し、次の表の上欄に掲げる令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる多段階評価を行うものとする。

各表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第六号に掲げる自動車(貨物車判断基準告示1-1(2)の各表における燃料の種類が軽油のみのもを除く。)については、当該数値に一・一を乗じた値をいう。以下同じ。)に対する達成レベル(JC〇八モード燃費値、WLTCモード燃費値又は重量車モード燃費値を平成二十七年基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル」という。)を算定することにより評価を行うものとする。

(新設)

(新設)

(令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価)

第四条の三 国土交通大臣は、第二条の自動車のWLTCモード燃費値について、令和十二年度基準エネルギー消費効率(乗用車判断基準告示1-1(10)の式により算定した数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車(軽油を燃料とするものに限る。)については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七四を乗じた値をいう。以下同じ。)に対する達成レベル(WLTCモード燃費値を令和十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨て得た値。以下「令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。)を算定し、次の表の上欄に掲げる令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる多段階評価を行うものとする。

令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル	多段階評価
(略)	
百二十以上百二十五未満	★七
百二十五以上	★七・五

(評価の取消し)

第四条の六 国土交通大臣は、第三条から前条までの評価が行われた自動車について、不正の手段により当該評価を受けたことが判明したときは、当該評価を取り消すことができるものとする。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により、第三条から前条までの評価が行われた自動車につき、評価を取り消す場合には、あらかじめ、当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聞くものとする。

(公表)

第五条 国土交通大臣は、評価が行われている自動車(特定改造自動車及び特定輸入自動車を除く。)について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。

- 一 四 (略)
- 二 四 (略)
- 五 エネルギー消費効率(十・十五モード燃費値、JCO八モード燃費値、WLTCモード燃費値、重量車モード燃費値及びJH二十五モード燃費値をいう。以下同じ。)
- 六 平成二十二年基準エネルギー消費効率、平成二十七年基準エネルギー消費効率、令和二年基準エネルギー消費効率、令和十二年基準エネルギー消費効率、令和十七年度基準エネルギー消費効率及び令和十二年基準エネルギー消費効率
- 七 (略)
- 八 基準に対する適合性(第三条の基準に対する適合性をいう。以下同じ。)、平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年燃費基準達成・向上達成レベル、令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル、令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十二年燃費基準達成・向上達成レベル並びに第四条の五に規定する多段階評価
- 九 十三 (略)
- 十四 自動車の構造(貨物自動車又は乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン超の乗用自動車に限り、貨物車判断基準告示1-1(1)、(2)及び(5)の表に掲げる自動車の構造の別、貨物車判断基準告示1-1(3)に規定するトラック等若しくは(4)に規定するトラックの別又は乗用車判断基準告示1-1(5)に規定する路線バス等若しくは(6)に規定する一般バス等の別をいう。)
- 十五 (略)

令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル	多段階評価
(略)	
百二十以上	★七

(評価の取消し)

第四条の四 国土交通大臣は、前四条の評価が行われた自動車について、不正の手段により当該評価を受けたことが判明したときは、当該評価を取り消すことができるものとする。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により、前四条の評価が行われた自動車につき、評価を取り消す場合には、あらかじめ、当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聞くものとする。

(公表)

第五条 国土交通大臣は、評価が行われている自動車(特定改造自動車及び特定輸入自動車を除く。)について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。

- 一 四 (略)
- 二 四 (略)
- 五 エネルギー消費効率(十・十五モード燃費値、JCO八モード燃費値、WLTCモード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。)
- 六 平成二十二年基準エネルギー消費効率、平成二十七年基準エネルギー消費効率、令和二年基準エネルギー消費効率及び令和十二年基準エネルギー消費効率
- 七 (略)
- 八 基準に対する適合性(第三条の基準に対する適合性をいう。以下同じ。)、平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十二年燃費基準達成・向上達成レベル並びに第四条の三に規定する多段階評価
- 九 十三 (略)
- 十四 自動車の構造(貨物自動車又は乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン超の乗用自動車に限り、貨物車判断基準告示1-1(1)及び(2)の表に掲げる自動車の構造の別、貨物車判断基準告示1-1(3)に規定するトラック等若しくは(4)に規定するトラックの別又は乗用車判断基準告示1-1(5)に規定する路線バス等若しくは(6)に規定する一般バス等の別をいう。)
- 十五 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

(国の講ずべき措置)

第六条 国土交通大臣は、評価が行われた自動車の基準に対する適合性の有無、おおむねの平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年燃費基準達成・向上達成レベル、令和四年燃費基準達成・向上達成レベル、令和七年度燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十一年燃費基準達成・向上達成レベル並びに第四条の五に規定する多段階評価を、当該自動車の使用者がその使用時に確認することができるようにするための適切な措置を講ずるものとする。

(国の講ずべき措置)

第六条 国土交通大臣は、評価が行われた自動車の基準に対する適合性の有無、おおむねの平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル、令和二年燃費基準達成・向上達成レベル及び令和十一年燃費基準達成・向上達成レベル並びに第四条の三に規定する多段階評価を、当該自動車の使用者がその使用時に確認することができるようにするための適切な措置を講ずるものとする。

(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法の一部改正)

第二条 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
(重量車モード燃費値及びJH25モード燃費値の算定方法)				(重量車モード燃費値及びJH25モード燃費値の算定方法)			
<p>第二条 省令第1条の表第4号の国土交通大臣が告示で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添41に規定するJE05モード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値(以下「都市内走行モード燃費値」という。)及び別添に規定する縦断勾配付き80キロメートル毎時定速モード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値(以下「都市間走行モード燃費値」という。)を次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる走行割合で加重して調和平均する方法とする。</p>				<p>第二条 省令第1条の表第4号の国土交通大臣が告示で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添41に規定するJE05モード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値(以下「都市内走行モード燃費値」という。)及び別添に規定する縦断勾配付き80キロメートル毎時定速モード法により運行する場合における燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値(以下「都市間走行モード燃費値」という。)を次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる走行割合で加重して調和平均する方法とする。</p>			
自動車の種別		走行割合		自動車の種別		走行割合	
	車両総重量	都市内走行モード燃費値に加重する割合	都市間走行モード燃費値に加重する割合		車両総重量	都市内走行モード燃費値に加重する割合	都市間走行モード燃費値に加重する割合
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第1号に規定する乗用自動車であって、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの	高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)	1.00	0	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第1号に規定する乗用自動車であって、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの	高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。)	1.00	0

	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車	3.5トン超 14トン以下	0.90	0.10
		14トン超	0.65	0.35
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第18条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの	けん引自動車（道路運送車両の保安基準第1条第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車	3.5トン超 20トン以下	0.90	0.10
		20トン超	0.70	0.30
	けん引自動車	3.5トン超 20トン以下	0.80	0.20
		20トン超	0.90	0.10

備考 「車両総重量」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。

二 都市内走行モード燃費値及び都市間走行モード燃費値を次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる走行割合で加重して調和平均する方法とする。

自動車の種別	車両総重量	走行割合		
		都市内走行モード燃費値に加重する割合	都市間走行モード燃費値に加重する割合	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第18条第1号に規定する乗用自動車であって、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車		1.00	0
	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車	3.5トン超 10トン以下	0.85	0.15
		10トン超14トン以下	0.55	0.45
		14トン超	0.45	0.55

	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車	3.5トン超 14トン以下	0.90	0.10
		14トン超	0.65	0.35
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第18条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの	けん引自動車（道路運送車両の保安基準第1条第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車	3.5トン超 20トン以下	0.90	0.10
		20トン超	0.70	0.30
	けん引自動車	3.5トン超 20トン以下	0.80	0.20
		20トン超	0.90	0.10

備考 「車両総重量」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。

二 都市内走行モード燃費値及び都市間走行モード燃費値を次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる走行割合で加重して調和平均する方法とする。

自動車の種別	車両総重量	走行割合		
		都市内走行モード燃費値に加重する割合	都市間走行モード燃費値に加重する割合	
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第18条第1号に規定する乗用自動車であって、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン超のもの	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車		1.00	0
	高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車	3.5トン超 10トン以下	0.85	0.15
		10トン超14トン以下	0.55	0.45
		14トン超	0.45	0.55

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第18条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの	けん引自動車以外の自動車	3.5トン超 7.5トン以下	0.85	0.15
		7.5トン超 8トン以下	0.65	0.35
		8トン超20 トン以下	0.60	0.40
		20トン超	0.45	0.55
	けん引自動車		0.55	0.45

備考 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第18条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの	けん引自動車以外の自動車	3.5トン超 7.5トン以下	0.85	0.15
		7.5トン超 8トン以下	0.65	0.35
		8トン超20 トン以下	0.60	0.40
		20トン超	0.45	0.55
	けん引自動車		0.55	0.45

備考 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。

(特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部改正)

第三条 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領(平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)附則第2項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第1号に規定する乗用自動車(以下「基本乗用自動車」という。)又は同条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの(以下「基本貨物自動車」という。)と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である乗用自動車(基本乗用自動車を除く。以下「特定改造乗用自動車」という。)又は貨物自動車(基本貨物自動車を除く。以下「特定改造貨物自動車」という。)について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(10・15モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。))第1条第1項第1号に掲げる方法をいう。以下同じ。)、J C 08モード法(燃費算定告示第1条第1項第2号に掲げる方法をいう。以下同じ。))及びW L T Cモード法(燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法をいう。以下同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。</p> <p>(算定方法)</p> <p>第四条 国土交通大臣は、前条の申請があった場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、10・15モード法、J C 08モード法又はW L T Cモード法により第2条の算定を行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該算定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。</p> <p>イ 道路運送車両法若しくはエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ～ニ (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)附則第2項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第18条第1号に規定する乗用自動車(以下「基本乗用自動車」という。)又は同条第8号に規定する貨物自動車であって、車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの(以下「基本貨物自動車」という。)と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である乗用自動車(基本乗用自動車を除く。以下「特定改造乗用自動車」という。)又は貨物自動車(基本貨物自動車を除く。以下「特定改造貨物自動車」という。)について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(10・15モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。))第1条第1項第1号に掲げる方法をいう。以下同じ。)、J C 08モード法(燃費算定告示第1条第1項第2号に掲げる方法をいう。以下同じ。))及びW L T Cモード法(燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法をいう。以下同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。</p> <p>(算定方法)</p> <p>第四条 国土交通大臣は、前条の申請があった場合において、次に掲げる基準に適合していると認めるときは、10・15モード法、J C 08モード法又はW L T Cモード法により第2条の算定を行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該算定の申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。</p> <p>イ 道路運送車両法若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ロ～ニ (略)</p>

別表二（第二条関係）

特定改造自動車の種類	燃料の種類	自動車の構造	変速装置の方式	車両重量
(略)				
3 道路運送車両法施行規則第2条の軽自動車、普通自動車又は小型自動車（車両総重量が3.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油			741キログラム未満
				741キログラム以上856キログラム未満
				856キログラム以上971キログラム未満
				971キログラム以上1,081キログラム未満
				1,081キログラム以上1,196キログラム未満
				1,196キログラム以上1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上1,871キログラム未満
				1,871キログラム以上1,991キログラム未満
				1,991キログラム以上2,101キログラム未満
2,101キログラム以上				

別表二（第二条関係）

特定改造自動車の種類	燃料の種類	自動車の構造	変速装置の方式	車両重量	
(略)					
3 道路運送車両法施行規則第2条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	構造 A	手動式	741キログラム未満	
				741キログラム以上	
			手動式以外のもの	741キログラム未満	
				741キログラム以上856キログラム未満	
				856キログラム以上	
				741キログラム未満	
		構造 B	741キログラム以上856キログラム未満		
			856キログラム以上971キログラム未満		
			971キログラム以上		
			1,081キログラム未満		
			1,081キログラム以上1,196キログラム未満		
			1,196キログラム以上		
4 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油		手動式	1,081キログラム未満	
				1,081キログラム以上	
				手動式以外のもの	1,081キログラム未満
					1,081キログラム以上1,196キログラム未満
					1,196キログラム以上
					1,311キログラム未満
			1,311キログラム以上		
			1,311キログラム未満		
			構造 B ¹	1,311キログラム以上1,421キログラム未満	
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満	
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満	
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満	
1,761キログラム以上1,871キログラム未満					
1,871キログラム以上1,991キログラム未満					

				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上
		手動式 以外の もの		1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上1,871キログラム未満
				1,871キログラム以上
	構造B 2	手動式		1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上
		手動式 以外の もの		1,311キログラム未満
				1,311キログラム以上1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上
	軽油			1,421キログラム未満
				1,421キログラム以上1,531キログラム未満
				1,531キログラム以上1,651キログラム未満
				1,651キログラム以上1,761キログラム未満
				1,761キログラム以上1,871キログラム未満
				1,871キログラム以上1,991キログラム未満
				1,991キログラム以上2,101キログラム未満
				2,101キログラム以上

(乗用自動車等のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部改正)

新四條 乗用自動車等のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領(平成二十八年国土交通省告示第千七百七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一條 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号。以下「省令」という。)附則第2項の規定に基づき、乗用自動車(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「令」という。)第18条第1号に規定する乗用自動車をいう。以下同じ。)であって乗車定員9人以下のもの若しくは車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの又は貨物自動車(令第18条第8号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。)であって車両総重量3.5トン以下のものについて、<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>(昭和54年法律第49号)第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(WLTCモード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号)第1条第1項第3号に掲げる方法をいう。以下同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。</p> <p>(エネルギー消費効率相当値を算定することができる自動車)</p> <p>第二條 省令附則第2項第1号に規定する国土交通大臣が告示で定める自動車は、乗用自動車であって乗車定員9人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの及び貨物自動車であって車両総重量3.5トン以下のもののうち、道路運送車両法第75条第1項の指定に当たり、JC08モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第1条第1項第2号に掲げる方法をいう。)により<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u>第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率が算定されるものとする。</p> <p>(算定の基準)</p> <p>第五條 国土交通大臣は、前条の申請があった場合において、当該算定の申請者が次に掲げる者に該当しないものであると認めるときは、WLTCモード法により第3条の算定を行わなければならない。</p> <p>一 <u>道路運送車両法若しくはエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</u></p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一條 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号。以下「省令」という。)附則第2項の規定に基づき、乗用自動車(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「令」という。)第18条第1号に規定する乗用自動車をいう。以下同じ。)であって乗車定員9人以下のもの若しくは車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5トン以下のもの又は貨物自動車(令第18条第8号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。)であって車両総重量3.5トン以下のものについて、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(WLTCモード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号)第1条第3号に掲げる方法をいう。以下同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。</p> <p>(エネルギー消費効率相当値を算定することができる自動車)</p> <p>第二條 省令附則第2項第1号に規定する国土交通大臣が告示で定める自動車は、乗用自動車であって乗車定員9人以下のもの又は車両総重量3.5トン以下のもの及び貨物自動車であって車両総重量3.5トン以下のもののうち、道路運送車両法第75条第1項の指定に当たり、JC08モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第1条第2号に掲げる方法をいう。)により<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率が算定されるものとする。</p> <p>(算定の基準)</p> <p>第五條 国土交通大臣は、前条の申請があった場合において、当該算定の申請者が次に掲げる者に該当しないものであると認めるときは、WLTCモード法により第3条の算定を行わなければならない。</p> <p>一 <u>道路運送車両法若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</u></p> <p>二～四 (略)</p>

(特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部改正)

第五条 特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領(平成三十年国土交通省告示第六百二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)附則第2項の規定に基づき、<u>特定エネルギー消費機器(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第149条第1項に規定する特定エネルギー消費機器をいう。)</u>である自動車以外の自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものについて、同法第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(10・15モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。))第1条第1項第1号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、J C 08モード法(燃費算定告示第1条第1項第2号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、W L T Cモード法(燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、<u>重量車モード法(燃費算定告示第2条第1号に規定する方法をいう。第3条において同じ。)</u>及びJ H 25モード法(燃費算定告示第2条第2号に規定する方法をいう。第3条において同じ。))により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。</p> <p>(エネルギー消費効率相当値の算定)</p> <p>第3条 国土交通大臣は、前条に規定する自動車について、当該自動車に係る同条の届出をする輸入自動車製作者等の申請により、10・15モード法、J C 08モード法、W L T Cモード法、<u>重量車モード法又はJ H 25モード法</u>によりエネルギー消費効率相当値を算定することができる。</p> <p>(算定の基準)</p> <p>第5条 国土交通大臣は、第3条の申請があった場合において、当該申請をした者が次に掲げる者に該当しないものであると認めるときは、算定を行わなければならない。</p> <p>一 <u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)若しくはエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)附則第2項の規定に基づき、<u>特定エネルギー消費機器(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第145条第1項に規定する特定エネルギー消費機器をいう。)</u>である自動車以外の自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものについて、同法第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値(10・15モード法(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。))第1条第1項第1号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、J C 08モード法(燃費算定告示第1条第1項第2号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。)、W L T Cモード法(燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法をいう。第3条において同じ。))<u>及び重量車モード法(燃費算定告示第2条第1号に規定する方法をいう。第3条において同じ。)</u>により算定した燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。)を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。</p> <p>(エネルギー消費効率相当値の算定)</p> <p>第3条 国土交通大臣は、前条に規定する自動車について、当該自動車に係る同条の届出をする輸入自動車製作者等の申請により、10・15モード法、J C 08モード法、W L T Cモード法<u>又は重量車モード法のいずれか</u>によりエネルギー消費効率相当値を算定することができる。</p> <p>(算定の基準)</p> <p>第5条 国土交通大臣は、第3条の申請があった場合において、当該申請をした者が次に掲げる者に該当しないものであると認めるときは、算定を行わなければならない。</p> <p>一 <u>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>二～四 (略)</p>

(低排出ガス車認定実施要領の一部改正)

第八条 低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(試験方法)</p> <p>第四条 評価規程第三条第二項第一号ハの試験方法は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(試験方法)</p> <p>第四条 評価規程第三条第二項第一号ハの試験方法は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p>

四 次条第三号の表の下欄に掲げる基準に適合することについて同条の認定を受けようとする自動車は、第一号の規定により試験車が走行したのち、次の表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の中欄に掲げる排出物に含まれる測定物質について、同表の下欄に掲げるそれぞれの値の測定を行うこと。

自動車の種類	排出物	値
乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち、乗車定員十人の自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるものを除く。）	細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（以下「WLTCモード法排出物」という。）	WLTCモード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量を粒子数で表した値

五 (略)

四 次条第三号の表の下欄に掲げる基準に適合することについて同条の認定を受けようとする自動車は、第一号の規定により試験車が走行したのち、次の表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の中欄に掲げる排出物に含まれる測定物質について、同表の下欄に掲げるそれぞれの値の測定を行うこと。

自動車の種類	排出物	値
乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち、乗車定員十人の自動車であつて、車両総重量が三・五トンを超えるものを除く。）	細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（以下「WLTCモード法排出物」という。）	WLTCモード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）

五 (略)

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

附 則